一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり 公告します。

令和4年8月3日

京都市長 門川 大作

1 競争入札に付する事項

(1) 工事件名

(総合評価) 福西小橋他2橋補修工事

(2) 工事場所

京都市西京区大原野東竹の里町二丁目他 地内

(3) 工事概要

橋梁補修工事: 3橋

福西小橋 工事延長:24.4メートル、宮前橋 工事延長:10.5メートル、 正面橋 工事延長:6.4メートル

(4) 工期

契約の日の翌日から令和6年3月15日まで

(5) 支払条件

ア前金払

令和4年度及び5年度に、各会計年度の出来高予定額の4割を超えない範囲内の額を支払う(中間前払金については2割を超えない範囲内とする)。ただし、部分払を請求した後は、中間前払金を請求することはできないこととする。

イ 部分払

出来形部分に相応する部分払は、必要に応じて行うこととする。ただし、中間前 払金を請求した後は、当該工事における各会計年度の出来高予定額に係る当該年度 末(当該年度末における出来高が当該会計年度の出来高予定額に達しないときは、 当該年度末又は当該出来高予定額に達した時点)の出来高に対する部分払に限るも のとする。

(6) 週休2日モデル工事の採否

本件は、週休2日モデル工事(発注者指定方式)を試行実施するものである。 (建設局の試行要領)

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000255912.html

- 2 本件入札に関する問合せ先 京都市行財政局管財契約部契約課工事契約担当 (電話075-222-3313)
- 3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、現に京都市契約事務規則(以下「規則」という。)第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、同日((6)及び(7)にあっては、公告の日から開札の日までの間)において、次に掲げる全ての条件を満たす者。

- (1) 令和2年度以前から本市内に本店(主たる事務所)を有すること。
- (2) 建設業法に基づく土木工事業の許可を受けていること。
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効なもの)において「土木一式」の総合評定値が950点以上あること。
- (4) 単独又は共同企業体の構成員として元請け受注した1件の工事で、次のア〜ウの全ての要件を満たす工事の施工実績があること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績である場合には、出資率20パーセント以上であること。
 - ア 「国」、「地方公共団体」、「地方道路公社法に基づく地方道路公社」、又は 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する 特殊法人等」のいずれかが発注したものであること。
 - イ 平成19年度以降に完成したものであること。
 - ウ 土木工事に係る鉄筋量が5トンを超える鉄筋コンクリート構造物の工事である こと。ただし、撤去工、法面工、プレキャストコンクリートの設置を除く。

なお、土木工事とは、河川工事、河川・道路構造物工事、海岸工事、道路改良工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、橋梁保全工事、共同溝等工事、トンネル工事、砂防・地すべり等工事、道路維持工事、河川維持工事、水道施設整備に関する工事(開削工事、小口径推進工事、シールド工事、推進工事、浄水場等の構造物工事)、下水道工事(シールド工法、作業員が内部で作業する推進工法、開削工法、小口径の推進工法のいずれかによる管渠工事、ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類す

る工事)、コンクリートダム工事、フィルダム工事、電線共同溝工事、情報ボック ス工事とする。

(5) 建設業法に基づく土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者を1名配置できること。

なお、当該技術者は、次の条件を全て満たすこと。

- ア 直接的かつ恒常的な雇用関係がある(入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある)こと。
- イ 特定建設業の許可を受けた事業者で、下請発注額合計(税込)を4,000万円(建築一式工事では6,000万円)以上とする場合は、監理技術者(監理技術者講習を修了した者に限る。)とすること。
- ウ 契約金額(税込)を3,500万円(建築一式工事では7,000万円)以上 とする場合は、入札参加資格確認申請日において他の工事等に監理技術者又は主 任技術者として配置されておらず、工期において専任で配置できること。
- (6) 要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 以下のいずれにも該当しないこと。
 - ア 京都市行財政局管財契約部契約課(以下「契約課」という。)が実施した当該 種目における一般競争入札(共同企業体による入札を含む。)に応札し、低入札 価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されている場合
 - イ 契約課が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札(共同企業体による入札を含む。)において、低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合。 ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届又は入 札辞退届を提出した場合又は失格基準価格を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。
- (8) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、 そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア)子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。) と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係に ある場合

(4) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イー人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社 法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民 事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更 生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - d その他業務を執行する者であって、aからcまでに掲げる者に準じる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。) を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視できる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札方法等

(1) 本件入札は、総合評価方式(簡易型)により行う。その概要は5において示す。 なお、詳細については、当該工事に係る「(総合評価)福西小橋他2橋補修工事 落札者決定基準」(以下「落札者決定基準」という。)において示す。 また、技術資料による技術提案については、設計変更の対象としない。

(2) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。 京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行した I Cカード (本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法(以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。)

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都 市電子入札システムへの利用者登録を行っていなければならない。

イ 入札端末機利用者カード(規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者が、契約課に設置する入札端末機 (規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する方法(以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。)

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入 札期間終了の1時間前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カード の発行を受けていなければならない。

入札端末機の利用時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日 (以下「休日」という。)を除き、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

- (3) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、次のア又はイの方法により、当該工事に係る設計図書等を入手し、 積算のうえ、(7)に記載する入札期間に入札を行うこと。
 - ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネット を利用して設計図書等をダウンロードして入手すること(この場合、設計図 書等を入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っ ていなければならない。)。

なお、インターネット利用者であっても設計図書等を購入することができる

ものとするが、この場合、京都市電子入札システムにより、インターネット を利用して複写承認書を入手し、(4)により設計図書等を購入すること。

- イ 端末機利用者は、契約課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手 し(この場合、複写承認書を入手できる期間終了の1時間前までに、入札端 末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければなら ない。)、(4)により設計図書を購入すること。
- (4) 上記(3)ア後段及び(3)イにより当該工事に係る設計図書等を購入しようとする者は、 前項で入手した複写承認書を、上記(3)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示 して購入すること。ただし、今和4年8月15日(月)及び16日(火)は設計図 書等の販売業者が臨時休業のため購入できない

(設計図書等の販売業者)

株式会社中央精器

京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町396番地 第3キョートビル1F

(電話075-871-8400)

想定販売金額 13,620円

	A 1判	A 2判	A 3判	A 4 判
白黒	41枚			66枚
カラー				

- (5) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。
- (6) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。
- (7) 入札期間

令和4年8月31日(水)、9月1日(木)及び2日(金)の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(8) 予定価格、低入札調査基準価格及び失格基準価格

予定価格 138,950,000円(消費税及び地方消費税を含まない。) 低入札調査基準価格及び失格基準価格は、落札者を決定した日から契約課内で閲 覧に供し、翌開庁日から契約課ホームページ「京都市入札情報館」 (https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/) で公表する。

なお、低入札調査基準価格の算定に当たっては、無作為に抽出した数(ランダム 係数)を乗じない。

また、失格基準価格は、低入札調査基準価格に100分の98を乗じて得た額とする。

(9) 入札参加資格確認に必要な書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)の提出 入札者は、次の書類を提出しなければならない。

なお、入札者がインターネット利用者の場合は、ア及びイの登録印の押印を省略 することができる。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却せず、本市の入札・契約事務で使用する。

ア 入札金額に対応する積算内訳書

積算内訳書には、工事名、商号又は名称、代表者役職及び代表者氏名を記載する こと。

なお、土木積算基準の場合は工事内訳書の「種別」までの積算内訳書を、建築・ 設備積算基準の場合は工事内訳書の「中科目」までの積算内訳書を提出すること。

- イ 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式)
- ウ 建設業法に基づく十木工事業の許可通知書又は許可証明書の写し
- エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効なものに限る。)の写し
- 才 施工実績調書 (別紙様式)

3(4)の施工実績を記載し、それを証明できる書類の写しを添付すること。

カ 技術者配置予定調書 (別紙様式)

配置予定の技術者を記載し、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証の表面 及び裏面の写し(裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がない場合は、これに加え て監理技術者講習修了証の表面の写し)を添付し(いずれも開札日において有効な ものに限る。)、主任技術者にあっては、技術者資格及び雇用関係を証明できる書 類の写し等を添付すること。 本件においては、技術者配置予定調書を技術者ごとに最大3名分まで作成することができる。落札した場合には、直ちに、実際に配置する技術者を特定し、契約課に書面(任意様式)で報告すること(FAX可)。

なお、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者の配置及び工期中の交代は、 死亡、重篤な傷病、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合を除いて認 められない。

(10) 一般競争入札参加資格確認申請書等及び総合評価に係る技術資料提出書の様式の交付

前項で「別紙様式」としたもの及び総合評価に係る技術資料提出書について、本件入札の公告日から入札期間終了まで、「京都市入札情報館」及び契約課に設置する入札端末機に入札公告と併せて掲示するので、A4判で使用すること。

(11) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル(Office最新版で扱えること。)又はPDFファイル(Adobe Acrobat Reader DCで扱えること。)にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

封入、封かんし、封筒に入札番号、工事名及び「入札資料在中」などと記載して、 入札期間内に契約課に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(12) 技術資料の提出

総合評価に係る技術資料は、5(1)に記載のとおり提出すること。

(13) 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問がある場合は、「設計図書に関する質問書」(別紙エクセル様式)を京都府・市町村共同電子申請システムにそのまま添付して次の期限までに提出すること。

(京都府・市町村共同電子申請システムの送信フォームのURL)

https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?acs=shitsumon1

ア 提出期限

令和4年8月17日(水)午後5時まで

イ 回答の公表期間

令和4年8月24日(水)午前11時から入札期間の最終日まで(ただし、特に必要があると認められる場合は、所定の日前に公表することがある。)

ウ 回答方法

イの期間内において、「京都市入札情報館」及び契約課に設置する入札端末機に 入札公告と併せて掲示する。

なお、質問がなかった場合においても、その旨を掲示する。

工 注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、回答すべき質問として取り扱わないこととする。

- (ア) 質問の締切りを過ぎてから契約課に到達したもの
- (4) 指定した様式を用いていないもの
- (ウ) 質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの
- (エ) 参考数量を記載した図書に関するもの
- (オ) 質問内容が読み取れないもの
- (カ) 当該入札に直接関係のないもの
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返し送信し正常な公務執行を妨げる など、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの

5 総合評価の手続

総合評価は、次の手続により行う。

(1) 技術資料の提出

必要事項等について記載漏れのないよう留意したうえで、技術資料を封入、封かんし、封筒に、入札番号、工事名及び「技術資料在中」などと記載すること。

ア 提出期間

4(7)に記載する入札期間

イ 提出場所

契約課内に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(2) ヒアリングの実施

提出された技術資料の内容に関するヒアリング(以下「ヒアリング」という。) を実施することがある。ヒアリングを実施する場合は、別途通知する。

なお、ヒアリングに特別な理由なく応じなかった場合は、入札を無効とする。

(3) 技術資料の評価

入札期間終了後、開札予定日までの間に、落札者決定基準に定めるところにより 総合的に評価する。

なお、落札者決定基準に示す欠格事項に該当するときは、入札を無効とする。

6 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

令和4年9月12日(月)午前9時

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、技術資料の評価による得点を入札価格で除すことによって得た数値(以下「評価値」という。)の最も高い者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、その者の次に評価値が高い者について、入札参加資格の確認を行う。

(3) 落札者の決定

ア 予定価格の範囲内で入札を行い、最も高い評価値を得た者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。ただし、その者が低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行ったときは、同制度に基づく調査の結果、適格となった場合にのみ、その者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者の評価内容によっては、その者により当該契約の内容 に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結 することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であ ると認められるときは、その者の次に評価値が高い者を落札者とすることがある。

また、最も高い評価値を得た者が二者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

イ 本件入札において、失格基準価格を下回る価格で応札した場合には、価格及び 評価値の順位に関わらず、失格とする。

(4) 低入札価格調査資料の提出

本件入札において、評価値の最も高い者が低入札調査基準価格を下回る価格で応 札した場合には、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、価格及び 評価値の順位に関わらず、低入札価格調査制度における必要書類(「京都市入札情 報館」参照)を令和4年9月14日(水)午後3時までに、契約課に持参し、提出 しなければならない。

なお、当該期限までに提出されないときは、要綱第29条第1項の規定に基づく 競争入札参加停止措置を行う。ただし、調査辞退届の提出があった場合はこの限り でない。

また、調査基準価格以上の価格で入札を行った者(予定価格を超過した者も含む。)については、入札辞退届の提出を認める。

(5) 低入札価格調査を経て契約した場合の特別措置

本件入札において、低入札価格調査を経て落札者となり契約した場合は、次の特別措置を講じる。

- ア 契約の日から当該請負者が提出する完成通知書に記載の完成の日(当該期間が 1年を超える場合は、1年を経過する日)まで、契約課が実施する当該種目の入 札(共同企業体による入札を含む。)には参加できない。
- イ 7(2)の契約保証金の保証金額は、契約金額の3割以上とする。
- ウ 前金払は、1(5)アの4割を2割と読み替えるとともに、中間前払金の支払対象 外とする。
- エ 本来の配置予定技術者に加えて、3(5)に定める条件を満たす技術者を補助技術者として専任で1名追加配置すること。契約の相手方となる者が共同企業体である場合は、構成員ごとに1名を専任で追加配置すること。(配置予定技術者を複数申請している場合は、その中の1名を補助技術者としても差し支えない。)

なお、当該補助技術者の追加配置が可能なことを低入札価格調査において確認することとし、この点を確認できないときは失格とする。

(6) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号(法人にあっては名称)及び落札金額等を契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。

なお、開札日に落札者を決定しないときは、全ての入札者の商号(法人にあっては名称)及び入札金額等を契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。

(7) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌々開庁日の午後5時までに、その旨を記載した書面を契約課に持参し、提出すること。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金免除する。

(2) 契約保証金

納付を要する。保証金額は契約金額の1割以上とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。 また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

8 入札の無効

規則第6条の2各号に該当する入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規 則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500, 000円未満である場合を除く。
- (5) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。
- (6) 落札者となった者が契約を締結しない場合(京都市暴力団排除条例に基づく誓約書を提出しない場合を含む。)は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額(税込)の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (7) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市契約事務規則その他本市が 定める条例、規則、要綱、要領等のほか、関係法令等によるものとする。

(8) 本件の受注者は、京都市公契約基本条例第12条に基づき、「労働関係法令遵守状況報告書」(「京都市入札情報館」に掲載した様式)を京都府・市町村共同電子申請システムに添付し、又は契約課への持参により、契約締結後2箇月以内に提出すること。ただし、下請負者の報告書は受注者が取りまとめて提出すること。

(京都府・市町村共同電子申請システムの送信フォームのURL)

https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?acs=keiyaku1

(行財政局管財契約部契約課)